

EDR 製品の導入及び運用・保守業務
(令和8年9月から7か月間)
仕様書

独立行政法人日本芸術文化振興会

目次

1.	調達件名	2
2.	調達の概要.....	2
2.1.	目的	2
2.2.	用語の定義	2
2.3.	業務の概要	2
2.4.	納入成果物	3
2.5.	契約期間、履行期限.....	4
2.6.	納入場所	4
3.	利用要件	4
3.1.	EDR 製品（ライセンス）	4
3.2.	利用環境	4
3.3.	利用規模	5
4.	作業要件	5
4.1.	要件定義、設計作業.....	5
4.2.	構築作業	5
4.3.	試験	6
4.4.	管理者教育	7
4.5.	検収	7
5.	運用・保守（SOC サービス）要件	7
5.1.	体制	7
5.2.	セキュリティ要件.....	8
5.3.	アラート対応.....	8
5.4.	通知要件	9
5.5.	月次報告書	9
5.6.	WEB ポータル.....	9
6.	受注者に求める事項	10
6.1.	受注実績	10
6.2.	認定資格等	10
6.3.	事業者要件	10
7.	契約条件等.....	10
7.1.	知的財産の帰属等.....	10
7.2.	再委託.....	11
7.3.	秘密保持等	12
7.4.	情報セキュリティに関する受注者の責任.....	12
7.5.	契約不適合責任	14
8.	支払要件	14
9.	その他の要件	14

1. 調達件名

EDR 製品の導入及び運用・保守業務（令和 8 年 9 月から 7 か月間）

2. 調達の概要

2.1. 目的

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）では、日々巧妙化するセキュリティ脅威から情報資産を守るため、クライアントパソコンに対する不正プログラム侵入後の対策として EDR（Endpoint Detection and Response）製品を導入することとした。

本調達は、EDR 製品のクライアントパソコンへの導入、及び EDR で検知されたアラートの重要度を判定して調査・対応等を行う、情報セキュリティ専門組織・アナリストによる SOC（Security Operation Center）サービスによる運用・保守を実施し、EDR 製品の適切かつ効率的な運用を行うものである。

2.2. 用語の定義

用語	定義
納品	受注者による納入物の搬入・設置・動作確認等の作業が終了し、振興会の検収のために引渡しができる状態。
納入	振興会による検収が終了し実利用可能な状態。
基幹ネットワークシステム	DNS、Active Directory、WSUS、NTP、DHCP、Proxy、WEB フィルタリング、マルウェア検知・ふるまい検知、ファイアウォール・IDS/IPS、仮想ブラウザ、ウイルス対策管理、IT 資産管理、メールセキュリティ、ファイルサーバー、内部ホームページ、ログ収集、仮想デスクトップシステム、Azure AD Connect（現：Microsoft Entra Connect）サーバー、WAN 回線、VPN 回線等、振興会の情報基盤に係る管理機能、セキュリティ機能、回線等を備えたシステムの総称。クラウドサービスにて構築している。
基幹ネットワークシステム事業者	別途契約している、基幹ネットワークシステムの構築及び運用を担当する事業者。
運用管理支援業者	別途契約している、振興会情報システム全般の運用管理業務、職員に対する支援業務等を実施する事業者。

2.3. 業務の概要

振興会が導入する EDR 製品「Microsoft Defender for Endpoint P2」の初期設定、クライアントパソコンへの適用などを行い、併せて SOC サービスにより 7 か月間の EDR 製品の運用・保守を行う。一連の業務を遂行するに当たっては、基幹ネットワー

クシステム事業者及び運用管理支援業者と十分に連携・協力し、作業を進めること。

2.4. 納入成果物

(1) 成果物

項番	項目	提出期限
1	要件定義書	要件定義完了後
2	基本設計書	設計完了後
3	環境設計書(パラメーターシート)	設計完了後
4	試験仕様書・結果報告書	試験開始前及び試験終了後
5	運用設計書	設計完了後
6	運用体制図	納品時
7	運用手順書	納品時
8	インストール手順書	納品時
9	業務完了報告書	納品時
10	月次報告書	運用開始後月次(月初10営業日以内)
11	対応報告書・調査報告書	運用開始後随時

(2) 成果物の要件

- ① 受注者は、指定の成果物を各提出期限までに振興会に提出し承認を得ること。また、納品時には項番1～9を書換えが不可能な電磁的記録媒体(DVD-ROM、CD-ROM等)に収録し、2部以上提出すること。
- ② 納入成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。また、情報処理に関する用語の表記については、原則として日本産業規格(JIS)の規定に準拠すること。
- ③ 振興会から紙媒体による提出の要請があった場合は、A4判を原則とする。ただし、図表については、必要に応じてA3判を使用することができる。
- ④ 各ドキュメントには表紙、ページ番号、目次を付す等、目的の項目が見つけやすくなるよう配慮すること。必要に応じて、掲載ページ番号を付した用語集やドキュメント内・ドキュメント間のリンクを付けるなど、見やすさ・扱いやすさに配慮すること。
- ⑤ 電磁的記録媒体に保存する形式は、PDF又はMicrosoft 365デスクトップアプリで扱える形式とする。ただし、振興会が別の形式による提出を必要とした場合は、振興会と協議の上、対応すること。
- ⑥ 本調達において提出する全ての成果物について、事業者固有の専門的な用語は極力使用しないこととし、使用せざるを得ない場合には、用語の説明を記述する等、理解しやすい成果物にすること。

- ⑦ 電磁的記録媒体により納品するに当たり、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認等により、納入成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
- ⑧ 本仕様書に記載する納入成果物以外にも、必要に応じてドキュメントの提供を求めることがあるので、振興会と協議の上、対応すること。

2.5. 契約期間、履行期限

(1) 納入期限

令和8(2026)年8月31日

(2) 運用期間

令和8(2026)年9月1日～令和9(2027)年3月31日(7か月間)

2.6. 納入場所

東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 総務部情報推進課

3. 利用要件

3.1. EDR 製品 (ライセンス)

振興会が導入する EDR 製品は、「Microsoft Defender for Endpoint P2」である。
ライセンスは振興会が別途調達し、令和8(2026)年8月1日から提供する。

3.2. 利用環境

(1) クライアントパソコン

① OS (予定を含む)

- ・ Windows 11 Enterprise、Pro
- ・ Windows 10 Enterprise、Pro、Enterprise 2016 LTSC
- ・ macOS 12 以降

② 動作しているウイルス対策ソフトウェア

- ・ Trend Micro Apex One

(2) クライアントパソコン利用場所

東京都千代田区隼町4-1	独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場敷地内各棟
東京都千代田区隼町2-13	US 半蔵門ビル
東京都渋谷区代々木神園町3-1	国立オリンピック記念青少年総合 センター
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	国立能楽堂
大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	国立文楽劇場
振興会外(役職員自宅、訪問先、公共交通機関、文化施設等)	

- (3) 振興会外での利用は、VPN サービスに接続の上、仮想デスクトップ環境のみの利用に限定している。Microsoft 365 環境においては、条件付きアクセスにて、IP アドレス制限により振興会ネットワークからのアクセスのみを許可している。
- (4) 仮想デスクトップについては、本件運用期間中に終了する可能性がある。振興会外からの接続方式に変更が生じた場合で、本調達範囲の設定変更を要する場合は対応すること。対応に係る費用については、振興会と協議の上、決定するものとする。
- (5) Windows OS 環境への更新プログラムの適用は、WSUS (Windows Server Update Services) 機能を用いている。
- (6) 東京都千代田区隼町の 2 か所については、運用期間中において、国立劇場再整備事業に伴う事務所移転を行う可能性がある。移転場所は都内を予定している。

3.3. 利用規模

- (1) ライセンス数 (利用者数)
590 ライセンス
- (2) クライアントパソコン数 (概数)
700 台
内訳 : Windows OS 680 台
 macOS 20 台

4. 作業要件

4.1. 要件定義、設計作業

- (1) EDR 製品及び SOC サービスの利用に当たって決定が必要な事項を洗い出し、振興会と協議の上、要件を整理、確定すること。
- (2) 「3. 利用要件」に示す内容を十分に理解し、利用環境への最適化を図ること。
- (3) 整理された要件は、要件定義書としてまとめること。
- (4) 要件定義完了後、要件を満たすための実装方針・方式を定めるための基本設計、基本設計を基に詳細な設定内容を決定するための環境設計及び運用設計を行うこと。
- (5) 設計確定後は、基本設計書、環境設計書、運用設計書及び運用手順書としてまとめること。

4.2. 構築作業

- (1) 設計書の内容に基づき構築作業を行うこと。
- (2) 作業に当たっては基幹ネットワークシステム事業者及び運用管理支援業者と十分に連携すること。
- (3) 本調達外の振興会のシステムや機器に設定変更が必要となる場合の作業につ

いては、振興会及び当該システムや機器の保守を担当する業者が実施する。変更内容については受注者が事前に提示し、振興会の承認を得ること。設定変更に係る日数は、内容合意してから5営業日程度とする。設定変更に係る費用負担については、振興会と協議の上、決定するものとする。

なお、主として EDR 製品及び SOC サービスの利用に当たって必要な通信経路の設定（ファイアウォールや WEB フィルタリング等）、及び共存するウイルス対策ソフトウェアの検索対象からの除外設定等を想定している。

- (4) SOC サービスによるリモートアクセスを許可するためなど、Microsoft 365 環境の既存設定（条件付きアクセス等）の変更が必要な場合は、受注者が主体的に作業を行うこと。
- (5) Windows OS パソコンへの EDR 製品インストール（又は有効化）の方法については、振興会環境を調査し、振興会と協議の上、決定するものとする。インストーラー又はスクリプトを配布する場合、グループポリシーを利用する場合、振興会が利用している IT 資産管理ツール「SKYSEA Client View」を活用する場合は、原則として振興会が実施するが、受注者は必要な設定内容を具体的に提示し、問題なく作業完了できるよう十分にサポートすること。

その他の方法によるインストールが必要な場合は、原則として受注者が主体的に作業を行うこと。決定したインストール方法を基に、振興会が運用時において参照するための「インストール手順書」を作成し、振興会の承認を得ること。

- (6) macOS パソコンへの EDR 製品インストール作業は振興会にて行う。受注者は、「インストール手順書」にインストール方法を記載し、振興会の承認を得ること。
なお、EDR 製品の動作保証外の macOS バージョンで正常に動作しない場合、受注者の責任は問わないものとする。
- (7) 作業に際して実環境が必要な場合は、Windows パソコン（Windows 10 Enterprise 22H2 予定）及び MacBook（macOS12.3 予定）を各1台貸与する。
- (8) 振興会業務に影響させないこと。万が一、影響のある作業が発生する場合は、振興会と協議の上、振興会通常業務時間（平日9時30分～18時15分）外の作業とすること。

4.3. 試験

- (1) 構築作業の完了後、本調達範囲の正常稼働を保証するための試験を行うこと。
- (2) 試験の実施方針、内容（試験環境、試験項目、合否判断基準等）等を含む試験仕様書を提出し、振興会の承認を得ること。
- (3) 設計、設定内容に不備があった場合は、受注者の責任及び負担において直ちに修正すること。
- (4) 試験終了後は、実施結果、残課題、次工程への送付事項等の試験結果報告書を提出し、振興会の承認を得ること。

4.4. 管理者教育

- (1) 総務部情報推進課員及び運用管理支援業者の5～6名程度に対して管理者教育を実施すること。
- (2) 教育は、本調達範囲の設計概要や運用方針の説明、EDR製品の平常時の管理方法（インストールやバージョンアップの方法、設定・管理状況の確認方法等）や、インシデント発生時の対応方法（通知基準、対応フロー、役割分担等）の指導等を、運用手順書に基づいて行うこと。
- (3) 1回の参集（WEB会議での参集を含む。）での教育を想定すること。
- (4) 教育の開催に当たって必要な場所及びWEB会議の場合の参加用機材は振興会にて用意する。WEB会議の場合に利用するサービスは振興会と協議の上で決定し、原則として受注者が用意すること。
- (5) 教育実施担当者がWEB会議で教育を実施する場合、実施担当者の環境（機器、場所、ネットワーク等）は受注者にて用意すること。

4.5. 検収

納品後、振興会において受注者及び運用管理支援業者立会いの上、最終動作確認を行ったのち、検収を実施する。実施に際しては、振興会の負担を極力抑え、かつ必要十分な範囲の検証ができる方法を提案すること。

- (1) 「2.4.納入成果物」に則って、成果物が提出されていること。
- (2) 検査の結果、納品内容の全部又は一部に不合格品が発生した場合は、受注者は直ちに修正を行った後、指定した日時までに納入を完了すること。

5. 運用・保守（SOCサービス）要件

5.1. 体制

- (1) 24時間365日、EDR製品のアラート監視、アラート発生時対応、問合せ対応ができる体制を確保すること。
- (2) 情報セキュリティ専門組織・アナリストによる、有人のSOCサービスであること。
- (3) 電子メール又はセキュリティ対策の施されたWEBフォーム、及び電話での対応が可能であること。
- (4) 対応窓口は原則として一本化されていること。
- (5) 日本語でのスムーズな対応が可能な人員による体制をとること。
- (6) 振興会からの連絡は以下の職員及び事業者を想定している。いずれの者からの連絡であっても対応可能であること。
 - ① 振興会総務部情報推進課職員（5～6名程度）
 - ② 運用管理支援業者（2～3名程度）
 - ③ 基幹ネットワークシステム事業者等の関連事業者（原則、振興会を介する。）

5.2. セキュリティ要件

- (1) 「6.2. 認定資格等」(2)の要件を満たすサービスであること。
- (2) ログやアラート情報を振興会外に転送(移転)する必要がある場合、保管先は日本国内であること。

5.3. アラート対応

- (1) EDR 製品の全アラートを常時監視すること。
- (2) EDR 製品から重要度が高い(High 以上)アラートが発生した場合は、検知後に対象クライアントを即時隔離(遅くとも 60 分以内)し、電子メールにより振興会に発生時間、対象クライアント、対応状況等を即時通知(遅くとも 60 分以内)すること。
- (3) 検知したアラートに対して、脅威トリアージ(アラートの分析、危険度の判定、通知の要否等)を行うこと。分析は、単一アラート情報の分析だけでなく、必要に応じて EDR 製品側を直接確認するなどし、前後関係を含めた分析を実施すること。
- (4) 脅威トリアージの結果、危険度(深刻度・緊急度)が高いと判定した場合は、判定後 30 分以内に電話及び電子メールにより振興会に通知すること。通知の際は、発生時間、対象クライアント、重要度、対応状況等、インシデントの概要を明確に伝えること。攻撃の成否、感染拡大の可能性、対象ファイル、推奨対処方法などの詳細情報は通知に含めるか、容易にアクセスできるよう案内すること。
- (5) (2)~(4)までの対応をアラート発生から 60 分以内に完結できる場合は、(4)の通知をもって(2)の通知を省略することを可とする。通知のタイミング、通知対象については振興会と十分に協議の上、決定すること。
- (6) 隔離されたクライアントは、明らかな誤検知・過検知の場合を除いて、原則として振興会にて初期化する。初期化以外の対応が望ましい場合は、適切な対応内容についてサポートすること。
- (7) 振興会からの連絡により、隔離されたクライアントの隔離解除を行うこと。
- (8) 誤検知又は過検知と判断したアラートのホワイトリストへの登録など、ポリシーのチューニングを必要に応じて適切に行うこと。
- (9) 通知したアラートの対応完了後、時系列や対応内容を記載した対応報告書を提出すること。
- (10) アラートの判定結果を受け、振興会が追加調査を依頼した場合は、EDR に保管されている端末ログの情報を使用して詳細な解析を実施すること。調査範囲はアラート発生端末における侵害行為有無、アラート発生原因や侵入経路、アラート発生端末以外の端末への侵害拡大の有無、アラート事象に関連した情報漏えい有無の確認等を含み、調査結果は調査報告書として提出すること。調査件数は 1

インシデントにつき 1 件として、3 件まで本調達の範囲において実施すること。

なお、依頼が 4 件以上となった場合も対応すること。4 件目以降を実施する場合の費用については、振興会と受注者との間で協議により決定する。

- (11) 運用開始から 1 か月は、モニタリング期間として設定し、実際のアラートを基にしたチューニングを、SOC サービスの範囲内として行うこと。モニタリング期間中の通知・対応については振興会と協議の上、決定する。

5.4. 通知要件

- (1) 振興会へ通知する際の通知先について、電話及び電子メールをそれぞれ 5 件以上登録できること。
- (2) 電話での通知は、通知先のいずれかと通話できるまで 2 巡以上架電すること。
- (3) 電子メールによる通知内容は日本語により記載されていること。(自動翻訳は不可)
- (4) 通知先の変更について、振興会の依頼を受けてから 5 営業日以内に対応すること。

5.5. 月次報告書

- (1) 毎月初 10 営業日以内に、前月の月次報告書を提出すること。
- (2) 月次報告書には、以下のような内容を記載すること。
 - ① アラート (インシデント) の重要度別件数、推移などの統計情報
 - ② アラート対応履歴
 - ③ セキュリティ情報 (トピックス)
- (3) 月次報告書は日本語により提供されること。

5.6. WEB ポータル

- (1) 以下のような内容が把握できる、振興会専用の WEB ポータルを提供すること。同内容が通知メールや月次報告書で確認できる場合は、WEB ポータルの提供は不要とする。
 - ① 発生した重大アラートの対応履歴及び詳細
 - ② 通知に至らなかった、危険性の低いアラートの情報
- (2) WEB ポータルは、振興会の管理者がそれぞれのアカウントによりアクセスできること。管理者は、総務部情報推進課員及び運用管理支援業者の 5~6 名程度を予定している。
- (3) WEB ポータルは日本語により提供されること。
- (4) 対応報告書・調査報告書及び月次報告書は、WEB ポータルへの掲載により提出に代えることを可とする。

6. 受注者に求める事項

6.1. 受注実績

令和5(2023)年4月以降に、独立行政法人日本芸術文化振興会と同等以上の規模(業務従事者500人以上かつクライアントPC台数700台以上)の日本の公共機関(国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人)又は公益法人(学校法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び宗教法人)において、Microsoft Defender for Endpointの導入及び7か月以上の運用・保守(SOCサービスの提供)を行った実績を有すること。

本業務の一部を再委託する場合は、再委託する範囲においてのみ、再委託先による受注実績を認める。

6.2. 認定資格等

- (1) 本業務を実施する組織・部署(本業務の一部を再委託する場合は再委託先を含む。)において、対象業務の実施を適用範囲に含んだISMS認証「ISO/IEC27001」又は「JIS Q 27001」を取得していること。
- (2) SOCサービスについては、経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」を満たすと認められたサービスを掲載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」のうち、「セキュリティ監視・運用サービス」に登録されていること。

なお、登録申請中のサービスについては、令和8(2026)年度第1回(令和8年6月中旬登録予定)に申請済みであることを明示した場合に限り可とする。

6.3. 事業者要件

セキュリティの侵害が発覚した場合に、SOCサービスと連携して、EDRのみに限らずフォレンジック調査・インシデントレスポンス支援が可能な体制・サービスを保有していること。本業務の一部を再委託する場合は、再委託先における体制・サービスを可とする。フォレンジック調査・インシデントレスポンス支援対応は本調達範囲外とする。

7. 契約条件等

7.1. 知的財産の帰属等

- (1) 本調達の作業により作成する成果物に関し、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を振興会に譲渡し、振興会は独占的に使用するものとする。ただし、以下の場合を除く。

- ① 納入成果物のうち受注者が権利を有する著作物(以下「受注者の既存著作物」という。)が含まれる場合は、その「受注者の既存著作物」。ただし、受

注者が本件の契約前から権利を有するもので、受注者が範囲について振興会の承認を得たものに限る。

- ② 納入成果物のうち第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合は、その「第三者の既存著作物」。

なお、受注者は振興会に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、振興会と別途協議するものとする。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、振興会が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、振興会の了承を得るものとする。

- (3) 本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら振興会の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、振興会は紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知するものとする。

7.2. 再委託

- (1) 受注者が、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を、原則として禁止するものとする。ただし、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、振興会が了承した場合は、この限りでない。

- (2) 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本仕様書「7.1. 知的財産の帰属等」、「7.3. 秘密保持等」、「7.4. 情報セキュリティに関する受注者の責任」を含め、本調達の受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

- (3) 受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、振興会が本調達の適正な履行の確保のために必要であると認めるときは、その履行状況について振興会に対し報告し、又は振興会が自ら確認することに協力するものとする。

- (4) 受注者は、振興会が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、

変更する事項、理由等について記載した申請書を提出し、振興会の承認を得るものとする。

7.3. 秘密保持等

- (1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、振興会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する情報は除くものとする。
 - ① 振興会から取得した時点で、既に公知であるもの
 - ② 振興会から取得後、受注者の責によらず公知となったもの
 - ③ 法令等に基づき開示されるもの
 - ④ 振興会から秘密でないと指定されたもの
 - ⑤ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に振興会に協議の上、承認を得たもの
- (2) 受注者は、振興会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員等が異動・退職等した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る振興会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、振興会から貸与されたものについては、検収後1週間以内に振興会に返却するものとする。
- (5) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び振興会が定めた「独立行政法人日本芸術文化振興会個人情報管理規程」等を遵守し、個人情報を取り扱うものとする。

7.4. 情報セキュリティに関する受注者の責任

(1) 情報セキュリティポリシー等の遵守

受注者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和7年度版)」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー等」という。）」に従って受注者組織全体のセキュリティを確保すること。「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」は非公開であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等を、必要に応じて参照すること。「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」については、契約締結後、受注者の求めにより開示する。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- (a) 受注者は、セキュリティポリシー等に従い、受注者組織全体のセキュリティを確保するとともに、振興会から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。当該体制には、識別・防御・検知・対応・復旧を例とした、準備から事後処理に至る全般的なインシデント対処プロセスを確立していることを含む。
- (b) 受注者は、本件業務の実施において、以下の対応を行うこと。
 - ・ 本件情報システムに対して振興会の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされること。また、当該品質保証体制が、振興会の求めに応じて書類等で確認できること。
 - ・ 振興会情報システムに振興会支給外の端末を接続する場合には、適切な情報セキュリティ対策が講じられた端末を用いること。また、対策の実施状況については、振興会の求めに応じて説明が可能なこと。
- (c) 受注者は、自らの資本関係・役員等の情報、本件業務の実施場所、本件業務に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (d) 受注者は、情報セキュリティに係る業務及び責務の遂行に必要な訓練等を受講した者を、本件業務に参加させること。
- (e) 受注者は、セキュリティポリシー等に従い、情報セキュリティを確保できる環境において、本件業務を実施すること。

(3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、直ちに振興会に報告し、当該事象の解消に向けた措置を講ずること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ① 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める振興会の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ② 受注者による振興会のその他の情報へのアクセス
- ③ 情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受注者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受注者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。
 - a. 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
 - b. 発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応策等について報告書を作成し、振興会へ提出して承認を得ること。
 - c. 再発防止対策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
 - d. 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、振興会の指示に基

づく措置を実施すること。

(4) 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、振興会が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、振興会がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（振興会が選定した事業者による監査を含む。）。

(5) 履行状況の確認、改善

(a) 受注者は、本件において講ずる情報セキュリティ対策その他契約の履行状況について、定期的に報告すること。

(b) 受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について振興会が改善を求めた場合には、振興会と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

7.5. 契約不適合責任

受注者は、本調達について検査が完了した日を起算日として1年間、本調達に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、その契約不適合が振興会の指示によって生じた場合を除き（ただし、本件受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に振興会の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても振興会の承認を得ること。

8. 支払要件

- (1) 導入に係る初期費用は令和8（2026）年8月31日を締日として一括で支払う。
- (2) 原則として、月額での支払いしかできないものを除き、初期費用に含めること。
- (3) 初期費用以外の運用・保守費（SOC サービス費用）は、毎月末を締日として月ごとに支払う。
- (4) 契約締結から令和8（2026）年8月31日までに運用・保守費がかかる場合は、初期費用に含めること。
- (5) 月額費用は定額であること。

9. その他の要件

- (1) 振興会は、受注者に対して本業務遂行に関して問題があると判断した場合、異議を申し立てることができる。受注者は、振興会から異議申立てを受けた場合、受注者側で問題の把握、業務に携わる者の交代等改善策の検討を行い、振興会と協議の上、改善策を実施すること。

- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書に依りがたい事由が生じた場合、及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに振興会と協議の上、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないよう十分注意すること。
- (3) 本業務に起因して、振興会情報システムに不具合が発見された場合は、受注者の責任及び負担において復旧のための措置を迅速に実施すること。
- (4) 受注者は、本仕様書に記載なき事項であっても、本業務遂行に必要と認められる事項については、振興会と協議の上、誠意をもって対応すること。

以上